

学童保育所の公設化を決定

平成24年4月より町内全てで指定管理制度を運用

6月定例会は6月7日から15日まで開かれ、11議案を審議し、一般質問では町政について話した。

また、学童保育所の設置及び管理に関する条例制定については、議員からの修正動議や町長からの再議が出されるなど白熱した議論の末、原案通り可決した。

学童保育所の公設化、指定管理者で運営する条例

可決

経緯

3月定例会で、賛成少数で否決された「播磨町学童保育所の設置及び管理に関する条例」が今定例会でも、3月定例会と同様の内容で提案された。

内容

今定例会では、議員5人から「直営または委託による運営」「特別支援学校の児童も対象にする」「料金の明確化」「減免規定の明確化」などの変更を加えた修正案が提出され、賛成多数で可決した。

しかし、町長から「直営は考えられない」などを理由とする再議書が提出され、再議では先に議決した修正案を賛成少数で否決し、その後、町長提出の原案に戻って審議した結果、原案を賛成多数で可決した。これにより町内の学童保育所は、平成24年4月1日から公設化となり、指定管理者が管理運営を行うことになる。

討論

原案賛成
公設化にはタイムリミットが来ており、全国学童

再議とは？

地方自治法では、議会は予算、条例などを議決し、町長はその決定に従って事務や事業を処理し、行政運営をすることを建前として、両者の地位を対等の立場においている。

しかし、町長は議会の議決などが不当なものであるとか、違法なものであるとか、あるいは執行不能なものであると認めるときは、議決の効力を停止させる権限(拒否権)が与えられている。

この「拒否権」は、議会の議決などの効力を一時停止して、もう一度その案件を議会の会議に付して、議会の意思を再確認しなければならない。これを「再議」という。

町長が再議に付する場合には正当な「理由」が必要で、議会はその理由を十分に検討・判断して意思を再決定しなければならない。

- 再議は、大別して以下の2種類がある。
- ① 一般的拒否権としての再議
議会の議決が町長の意思・政策に反する場合
 - ② 特別拒否権としての再議
欠点ある議決など限定された理由のある場合

内容

年間のごみ処理量は1万468トンで、ごみの分別化などにより年々減少している。

随意契約により、川崎重工業㈱関西支社(大阪市)と6952万円で締結する工事請負契約を全会一致で可決した。

契約金額の妥当性は、平成19年6月定例会で議員から提言を受け、平成20年度から見積額を(株)大阪技術振興協会に審査を委託し、この協会の提示金額を基準に交渉している。

一般会計補正予算の増額

可決

歳出歳入各1615万4千円増の一般会計補正予算を全会一致で可決し、総額は96億1130万8千円と決定した。

歳出の主な内容は、父親向け子育て講習会やNPO立ち上げ支援などの「子育て活動立ち上げ支援事業」で174万2千円増額。

授乳できる環境整備やトイレにベビーキープを設置する「子育て応援スペース設置事業」で311万4千円増額。

東日本大震災の被災地支援に、6月から9月まで毎月2名の職員を派遣する「災害支援事業」の旅費などで147万1千円増額。

農業委員に2名推薦

推薦

議会は、播磨町農業委員会委員に佐伯ヤエ子氏(西野添)と澤田宗保氏(二ツ)を推薦した。任期は3年。



▲平成4年に新島南端に建設された塵芥処理センター



▲平成21年3月に建築された播磨小学校学童保育所



▲健康で笑顔あふれる子どもたち(住民の方から写真提供)

ごみ焼却施設の補修

可決

経緯

塵芥処理センター(ごみ焼却施設)は、平成34年に予定されている播磨町・加古川市・高砂市・稲美町の2市2町での広域ごみ焼却施設稼働までの間、稼働できるよう毎年補修工事が行われている。